

居宅介護支援重要事項説明書

<令和 8 年 4 月 1 日 現在>

1. サービスについての相談窓口

電話 0823-77-1558 (受付: 月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:00まで)

担当 管理者 藤原 伸枝

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 居宅介護支援事業所郷原の里の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	居宅介護支援事業所 郷原の里
所在地	呉市郷原町11882-12
介護保険指定番号	居宅介護支援 (広島県3470500244号)
サービスを提供する地域*	呉市は音戸町、倉橋町、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町、川尻町、安浦町を除く 東広島市黒瀬町(中黒瀬、下黒瀬地区)

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

事業所の管理者	管理者 藤原 伸枝
---------	-----------

	常勤		非常勤		計
専任・兼任の区別	専任	兼任	専任	兼任	
管理者		1名			1名
介護支援専門員	3名	1名	2名		5名

(3) サービスの提供時間帯

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。
ただし、国民の祝日、8/13～8/15、12/29～1/3を除きます。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとします。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

3. サービス内容

居宅介護支援の内容	① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 相談業務
保険適用の有無	上記①～⑥の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割ですが、居宅介護支援サービスについては、負担金はなく、10割保険給付されます。

(2) 交通費

前記2.の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、居宅を訪問して行う居宅介護支援に要した交通費が必要です。

自動車を使用した場合は、路程1kmあたり30円を実費として徴収します。

また、この費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとします。

(3) 料金のお支払いについて

居宅支援業務について、利用者の負担金はありません。

5. サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

当居宅介護支援事業所との契約を結んだ上、サービスの提供を開始します。

6. 当事業所の目的と運営方針

事業の目的	居宅において要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように援助を行います。利用者に提供される事業所の選定にあたっては公正中立に行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって運営します。

7. 居宅介護支援業務の具体的実施事項

1. 居宅介護支援業務の実施

(1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

(2) 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、居宅サービス計画の原案に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。なお、この内容についての文書を交付するとともに口頭での説明を懇切丁寧に行います。また、ご理解いただいたことについて利用者から署名、または記名捺印をいただきます。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について病院又は診療所に入院する必要がある場合には、その利用者を担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を利用者が入院している病院または診療所に伝えるよう求めます。

2. 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成について

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行います。また、サービスの提供方法などについて、理解しやすいように分かりやすい説明を心掛けます。
- (2) 利用者の居宅へ訪問し、利用者及び家族との面接により、その有する能力、置かれている環境、解決すべき課題を適切に把握し、ご利用者様が自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (3) 居宅サービスが特定の種類、事業者(法人)に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- (4) そのために、利用者が希望するサービス、地域等をお聞きした上で、市町村の「事業所一覧表」や「介護サービス情報公表システム」などを最大限活用し、希望に当てはまる事業所(サービス)を複数提示します。また、パンフレット等を用いる場合でも必ず複数の事業者のものを提示します。
- (5) その他、ご利用者様自らの意思による選択に資するよう、地域のサービス事業者等に関する情報を提供します。
- (6) ケアプランの原案を作成した際は、必ずその内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについて利用者へ交付します。

3. サービス実施状況の把握について

- (1) 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、サービス実施状況の把握(モニタリング)を行います
- (2) 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。
- (3) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合や介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。

4. その他

- (1) 利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。また、希望される場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者様に代わって行います。
- (2) 当事業所以外の居宅介護支援事業者の利用を希望される際には、引き継ぎが円滑に進むよう、直近のケアプランやその実施状況に関する書類等の情報提供などに誠意をもって応じ、ご利用者の立場に立って全力で支援します。

8. 緊急時の対応方法

訪問時等サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族等へ連絡をする等必要な措置を講ずると共に、管理者に報告します。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

9. サービス内容に関する苦情、相談

【事業者窓口】 居宅介護支援事業所郷原の里 苦情処理委員会 藤原 伸枝	所在地 呉市郷原町11882-12 電話番号 0823-77-1558 FAX番号 0823-77-1833 受付時間 午前8:30～午後5:00		
郷原の里 苦情解決委員会 第三者委員	元福祉施設事務長	荒谷 慶憲	0823-77-0722
	元主任児童委員	倉田 和子	0823-77-0628
【市町村窓口】 呉市介護保険課	所在地 呉市中央4丁目1-6 電話番号 0823-25-3136 FAX番号 0823-22-8529		
東広島市地域包括ケア推進課	所在地 東広島市西条栄町8-29 電話番号 082-420-0984 FAX番号 082-426-3117		
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号国保会館 電話番号 082-554-0783 FAX番号 082-511-9126		

10. その他説明を要する内容

- ① 事前に居宅介護支援事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合には、当事業所にその旨連絡してください。
- ② 計画対象期間中に、被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、要介護認定の申請を行った場合（新規申請、区分変更申請、種類変更(サービスの種類指定変更申請)）、各種の減免に関する決定等に変更等が生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給取得または喪失した場合については、速やかに当事業所に連絡してください。
- ③ 事業者やサービスの種類が、居宅サービス計画と異なることとなる場合には、速やかに当事業所に連絡してください。
- ④ 居宅サービス計画に記載されていない短期入所生活介護、または、短期入所療養介護の利用にあたっては、利用前に、当事業所にその旨連絡してください。なお、やむを得ず連絡なしに利用した場合も、遅くとも月末までには連絡してください。
- ⑤ 当事業所への上記の連絡を行わなかった場合には、法廷代理受領の取り扱いができずに利用者が費用を立替なければならなくなる等正確な支払いまでに日時を要することになるのでご注意ください。

11. 当施設の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 朋輝福祉会
 代表者役職・氏名 理事長 池庄司正幸
 事業所所在地・電話番号 呉市郷原町11882-12 TEL 0823-77-1558

施設・拠点等 特別養護老人ホーム 定員54名
 短期入所生活介護 16名
 通所介護 定員60名
 訪問介護
 ケアハウス 定員30名
 呉市地域相談センター
 居宅介護支援事業所

12. 重要事項の説明年月日

この重要事項の説明年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	呉市郷原町11882-12
	法人名	社会福祉法人 朋輝福祉会 ㊞
	代表者名	理事長 池庄司 正幸
	事業所名	居宅介護支援事業所 郷原の里
	代表者名	管理者 藤原 伸枝
	説明者氏名	㊞

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容に同意し、交付を受けました

利用者	住 所
	氏 名 ㊞

代理人	住 所
	氏 名 ㊞ (続柄)

※重要事項に対する同意は、介護保険の給付対象者である本人の行為であることが必要であると考えられます。このため、代理人については、本人にかわって、この契約行為を行い得る者である必要があります。(代理人は、法定代理人又は任意代理人であるかは問いませんが、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者であることが望ましいと考えられます。(たとえば、同居親族または近縁の親族など))